

第2回研究会に対する追加意見等

〔注：【総】総務省、【N】NHK、【民】民間放送事業者、による回答〕

質問・要望事項	回答等
1. 全日本ろうあ連盟	
<p>① リアルタイム字幕制作は、技術を一か所に閉じ込めるのではなく他所にも開放することで、NHKや民放で協力しあうことの検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各局独自のノウハウ技術またはインタフェース等に依存する部分をXML等で自動化し、民放A局モードというように設定するだけで共同制作が可能なシステムを間に挟むことで、入力だけを共用化する方法を検討してほしい。</li> <li>各局が磨いてきた技術、体制はそのまま先鋭部隊としてクローズドで生かし、新たに共通入力センターによるリアルタイムデータ提供方式というようなオープンな選択肢を共同で研究・開発・規格化し、各局が手が回らない時間帯を補充展開する。</li> <li>字幕のリアルタイム入力方式には様々な手法があるものの、それらの効果・コストの定量的、定性的なデータがまだ開示されていないと理解している。各社が公開できない事情はある程度理解できるとしても、純粋な「方式・技術」のそれぞれに対して客観的に見極められる評価データが必要と考える。</li> <li>リアルタイム字幕製作、リアルタイム手話通訳の人材養成を行っているCS障害者放送統一機構との連携を、NHK、民放ともに考えてほしい。</li> <li>ローカル局での字幕制作等については、聴覚障害者情報提供施設をはじめとする、さまざまな場の活用・連携を考えてほしい。</li> </ul>	<p>第3回研究会資料1「1. 緊急・災害時における情報保障 18) 緊急時の字幕放送の実施」関連事項であり、御賜言頂きたい。</p>
<p>② 情報を保障していくことを第一にして、正確さについては柔軟に、かつ字幕制作・手話通訳のための人材養成・研修と並行して質の向上を図るようにしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>字幕制作、手話通訳について「正確さ」を第一にするのではなく、まず情報を保障することが大切である。正確に伝えられないから付けられないという考え方では、情報の保障はいつになってもできない。正確さについてはもっと柔軟に考えてほしい。特に緊急災害時では、まず一刻も早く情報が伝わらないと意味がない。</li> <li>通常のニュースに手話通訳をつけることは、情報量が多いので正確に手話通訳できないなどの指摘があるが、どこでどのような調査、話し合いをした結果なのか教えて頂きたい。</li> </ul>	<p>第3回研究会資料1「1. 緊急・災害時における情報保障 18) 緊急時の字幕放送の実施」及び「4. 手話放送の充実 19、21) 行政指針に手話放送の普及目標も追加し、将来的には義務化」関連事項であり、御賜言頂きたい。</p>

### ③ 手話放送の目標を入れることについて

・手話放送については、現在、手話キャスターによるニュース放送、手話学習番組、ワイプ画面での手話通訳があるが、これらの拡充を図っていくことから手話放送の目標を明記すべきである。

拡充の例として、

- ・アナウンサー、キャスターが、可能な範囲で手話を習得して使うことから始める。挨拶、スポーツニュースやローカルニュースに移るときの挨拶、天気予報、そして是非、習得してほしい手話が災害時の緊急連絡に関する手話である。
- ・官邸記者会見で手話通訳者が画面に映らないことは問題。話し手のそばに手話通訳者が立つことが当たり前になるように持っていく必要がある。
- ・ろう手話キャスターが活躍する場面の拡大は、ろう者によるコンテンツ作りなどに大きな効果があり、積極的に推進していただきたい。
- ・NHKが研究している手話CGは、標準日本語の見本としてNHKニュースキャスターの発音が注目されているように、NHKが開発する手話CGも大きな関心をもって注視されていることを知って頂きたい。そのため開発の段階から、ろう者などの障害当事者が積極的に関与できるようにして頂きたい。
- ・2011年12月にITUがテレビのアクセシビリティについて報告書を発表している。  
[http://www.itu.int/ITU-D/sis/PwDs/Documents/Making\\_TV\\_Accessible-E-BAT.pdf](http://www.itu.int/ITU-D/sis/PwDs/Documents/Making_TV_Accessible-E-BAT.pdf)  
本報告書の p.37 で「クローズド手話」を実現するために、3つの方法があることを紹介している。

(1) producing an additional signing channel which appears in the digital television multiplex when required (DR1, DR2 and TV2 have used this solution for several years in Denmark),

(手話用のチャンネルを追加し、“digital television multiplex” で表示:デンマークで実現済み)

(2) offering the signer as a picture-in-picture overlay which the viewer can select, or (視聴者が選択できるように、手話を” picture-in-picture overlay” として提供)

(3) offering a signed version of the whole programme on broadband so that it can be viewed on computers, or on a hybrid broadcast/broadband flat panel display as an alternative to the conventional television broadcast. (番組の全体を手話にしてブロードバンドに流す)

この点を含め、報告書の内容に関する、ご意見を聞かせて頂きたい。

第3回研究会資料1「4. 手話放送の充実 19、21) 行政指針に手話放送の普及目標も追加し、将来的には義務化」関連事項であり、御議論頂きたい。

<p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>字幕、手話放送等を技術面の理由から義務化を困難とするのではなく、義務化に向けての目標・理念をしっかりと持つことが必要であり、総務省の姿勢が重要と考える。テレビ放送を視聴する国民の中に、聞こえない人・聞こえにくい人、見えない人がいることを想定して、すべての国民がテレビ放送を視聴できるインクルーシブ社会を構築して頂きたい。</li> <li>これに関して、「誰にもやさしい放送」を実現するために必要となるコストをどのように負担するかについて、例えば、民放であれば、各局が負担する費用を番組毎にユニバーサル料のようなものを算定し、スポンサーの支払い費用に含める。NHKであれば受信料の一部が充てられる。これらの費用の一部を国が助成する方法が考えられるのではないかと。受信料やスポンサーが払うお金は、最終的には消費者つまり国民が負担することになり、誰でも同様に情報に接することが出来るための合理的配慮の範囲内に収まるのではないかと。</li> </ul>	<p>第3回研究会資料1「2. 字幕放送の充実 21) 字幕放送の義務化」及び「4. 手話放送の充実 19、21) 行政指針に手話放送の普及目標も追加し、将来的には義務化」関連事項であり、御議論頂きたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>CMにも字幕をつけるべきであるという姿勢を明確に出す必要がある。広告を出す業者の理解に頼るのではなく、総務省・放送会社自身が業者にCMに字幕つけることの意義、ニーズ等を積極的に伝える努力が必要である。</li> </ul>	<p>第3回研究会資料1「2. 字幕放送の充実 25) テレビCMへの字幕付与について普及目標設定」関連事項であり、御議論頂きたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>リモコンの字幕ボタンの指摘があるが、ホテルのTVのリモコンに字幕ボタンがない例がある。ホテルや公共施設など様々な場にあるテレビで、字幕がきちんと見られるようになっているかどうかについても注意して頂きたい。</li> </ul>	<p>【総】ホテルや公共施設などに注意することは困難であるが、すべてのリモコンについて字幕ボタンが付与されるよう、受信機メーカーの業界団体等へ伝えたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」の補完放送として位置づけての支援は、通信衛星の電波を借りて放送しており、その運営にかかる経費への支援についても検討して頂きたい。</li> </ul>	<p>【総】国の財政事情が厳しい中、CS障害者放送統一機構が行っている「目で聴くテレビ」に対しては、手話翻訳映像助成(H22～)、役務提供(リアルタイム番組字幕作成)助成(H14～)として補助金を交付(H22実績17万円)し、支援を継続している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年4月からnotTVの放送開始がアナウンスされており、アプリで字幕表示のON/OFFが設定可能となっている。notTVをはじめとして、新たな放送の進出が今後予定されているが、これらの放送における視聴覚障害者対応の取り組み方についても検討する必要があるのではないかと。</li> </ul>	<p>【総】貴重なご意見として、今後、新たな放送における行政の取り組みの参考とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究会での意見交換が深められるよう会議の進行に工夫して欲しい。時間が足りないため、追加会議を設定するか、もしくは2時間ではなく3～4時間の延長を検討して頂きたい。</li> </ul>	<p>【総】第3回以降の研究会では、効率的な議論を行っていただけるよう、努めさせていただきます。</p>

2. 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	
<p>① 障害者権利条約を政府が署名していること、同条約の理念を実現しようとする改正障害者基本法をどう受け止めるか、総務省、放送事業者に伺いたい。</p>	<p>【総】視聴覚障害者向け放送の普及を一層推進することが必要と受け止めている。</p> <p>【N】障害がある人もない人も、ともに社会の一員として暮らすことができるように環境整備を進めようという考え方が広く浸透してきており、誰もが人格と個性を尊重し支えあう社会の実現のために、さらに社会参加の壁を無くしていくことが求められています。</p> <p>NHKは報道機関として、障害者権利条約や改正障害者基本法などの動向などについて、ニュースや番組を通して、すべての人々が「ともに生きる社会」の実現に向けた課題を伝え、ともに考えていく機会を提供していくことで、そうした社会の実現に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>【民】視聴覚障害者向け放送の充実について、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づき、各社が計画を作成し目標の達成に向けて、努力している。</p>
<p>② 字幕放送、手話放送、解説放送等テレビの視聴の保障は放送法で義務付けるべきという要望に対する見解はどうか。</p>	<p>【総】本研究会での意見、議論等を踏まえて検討する。</p> <p>【N】第2回研究会資料1において、義務化に対する見解は記載。</p> <p>【民】第2回研究会資料1において、義務化に対する見解は記載。</p>
<p>③ 「通信・放送の総合的な法体系の在り方」平成20年諮問第14号答申 平成21年8月26日 情報通信審議会答申  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000027457.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000027457.pdf</a>      の答申の中(2頁)には、「伝送設備」、伝送設備を他人の通信の用に供する「伝送サービス」、伝送設備によって伝送される「コンテンツ」という3つの視点から、現行の法体系を見直すこととする。とあるが、現行法の中だけでの考察であり、コンテンツ、伝送サービス及び伝送設備の各規律に加えて、アクセシビリティ規律を設定して、視聴覚障害者のあり方や字幕付与等、障害者が必要とする配慮の位置付けを法体系の中で明確にすることが必要であるがどう考えるか。</p>	<p>【総】障害者が必要とする配慮については、現在、障がい者制度改革推進会議差別禁止部会において、必要な合理的配慮の内容について議論が行われ、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けた検討が行われているため、その結果を踏まえて、個別法での制度整備が必要かどうか検討すべきものとする。</p>
<p>④ テレビ放送事業者のうち、字幕放送を実施している122局の中で、字幕放送を独自に制作、あるいは送出出来る設備のある局はどのくらいか、どこか。国として、設備の整備にどのように対応するのか。</p>	<p>【N】第3回研究会資料2において回答。</p> <p>【民】第3回研究会資料2において回答。</p> <p>【総】原則として、放送局の設備は、放送事業者自身が整備を行うものとする。</p>

<p>⑤ 生放送の字幕制作コストの内訳や積算根拠を示せない理由が他社との契約に関わる事項だからというのでは納得ができない。総務省はどうか。生放送の字幕を受けている時間だけの費用なのか。生放送にかかる字幕の送受信コストや研究開発費も含まれているのか。</p>	<p>【総】生放送にかかる字幕の送受信コストや研究開発費は含まれていない。</p>
<p>⑥ 生放送の字幕制作を他社に依頼する時、品質や技術要件等を示して、競争入札しているのか（競争状態があるのか）。</p>	<p>【N】生放送の字幕制作にあたっては、字幕制作の品質や技術、設備、体制、NHKの編集方針・番組基準に関する知識・理解などが一定水準に達していることが不可欠であることから、こうした条件を満たす会社と個別に契約しています。</p> <p>【民】生字幕の制作は、放送に耐えうる品質を維持できる会社に依頼している。現状、生字幕の制作会社が少なく競争入札を行うような環境にはないが、費用の圧縮努力は当然行っている。</p>
<p>⑦ アウトリーチ方式の字幕表示が対応が不可能な理由は何か。テレビ受信機の規格が対応していないのか。規格の改定と対応テレビの販売まで最低何年間必要なのか。</p>	<p>【総】テレビ受信機の規格が対応していない。当該規格の改定については、研究開発が開始されていない状況である。</p>
<p>⑧ 生放送の字幕制作の共同センターについて、NHKの「共同制作や外部委託は（中略）実施している」というのはどういう形か。どこに外部委託しているのか。</p>	<p>【N】生放送の字幕制作については、NHKが字幕放送を行うにあたって、不可欠となる、品質や技術、設備、体制や、NHKの編集方針や番組基準に関する知識・理解等を有している制作会社や、NHKのニュースや番組の制作・編集・送出等にノウハウを有する関連団体に業務委託しています。</p>
<p>⑨ 生放送の字幕制作の共同センターは、実現可能か。実現不可能な理由は何か。各局ごとの字幕データの取り扱いが異なることも含まれるのか。</p>	<p>【総】現在でも、例えばスピードワープロ社においては、複数の放送局より生放送の字幕制作の委託を受け、制作が行われており、実現可能と考える。</p>
<p>⑩ インターネット放送、オンデマンドの動画配信も、web アクセシビリティの確保を求めた JIS の対象となることを総務省も放送事業者も認識しているか。</p>	<p>【総】ウェブアクセシビリティに関する規格としては、2010年8月に JIS X 8341-3 が新たに改訂されており、その改訂にあたっては、総務省もオブザーバーとして検討にかかわっており、その内容については承知している。</p>
<p>⑪ 施策形成の場所とは、情報通信審議会のデジタル放送の推進、あるいは関係する審議会のことを指しています。聴覚障害当事者の参画を求める要望書が出ていることを知っているか。</p>	<p>【総】当該要望書及びその内容については、承知している。</p>